老 人 福 祉

老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。

(老人福祉法第2条)

老人は、老齢に伴つて生ずる心身の変化を自覚して、常に心身の健康を保持し、又は、その知識と経験を活用して、社会的活動に参加するように努めるものとする。

老人は、その希望と能力とに応じ、適当な仕事に従事する機会その他社会的 活動に参加する機会を与えられるものとする。

(老人福祉法第3条)

国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有する。

(老人福祉法第4条第1項)

老 人 福 祉 目 次

Ι	老人福祉の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	…45
П	生きがい対策	…47
Ш	在宅福祉	··50
IV	入所施設	··55
V	各種活動団体への支援	59

I 老人福祉の概況

介護保険制度が平成12年4月に始まり、24年が経過しました。この間、宮古市の介護保険制度は順調に推移しており、高齢者が尊厳を持って生活することができるまちづくりの推進に大きく寄与しております。

全国的な傾向と同様に宮古市でも、ひとり暮らしや高齢者だけの世帯で生活している方が増えてきております。このことに加えて、高齢者の生活が多様化してきていることから、 高齢者の福祉サービスは、内容の多様化が求められてきております。

市では、①すべての高齢者が生きがいを持って生活できるよう、その支援をすること、②介護を必要とする人が、住みなれた地域の中で必要かつ十分なサービスを受けられる体制を築くこと、③介護を必要としない人が、将来にわたってその状態を維持できる環境を整えることを基本方針として、これまで進めてきた高齢者福祉施策について一層の充実と促進を図っていきます。

1 老年人口の推移

宮 古 市	各年 10 月 1 日現在(単位:人)						
		全人口 65 歳以上の人口			全人口に占		
	男	女	計	男	女	計	める割合%
令和2年度	24, 395	26,360	50,755	8,040	11,155	19, 195	37.82
令和3年度	23,796	25, 704	49,500	8,013	11,099	19,112	38.61
令和4年度	23, 178	25,057	48, 235	7,966	10,932	18,898	39.18
令和5年度	22, 571	24, 462	47,033	7,910	10,793	18,703	39.77

	岩 手 県		(単位:人)	全 国		(単位:千人)
	A 1 E	CL 뷰스 L. I L	全人口に占め	Λ I Π	CE #V . E	全人口に占め
	全人口	65歳以上人口	る割合(%)	全人口	全人口 65 歳以上人口	る割合(%)
令和2年度	1,212,201	406, 276	33.52	126, 146	36,027	28.6
令和3年度	1, 196, 277	405, 793	33.92	125,502	36, 214	28.9
令和4年度	1,180,512	405, 247	34.32	124, 947	36,236	29.0
令和5年度	1,163,024	403,825	34.72	124, 352	36, 227	29.1

- 備考1 宮古市の人口は、「住民基本台帳人口」による。
 - 2 岩手県の人口は、「県人口移動報告年報」(県調査統計課)による。
 - 3 全国の人口は、人口推計年報による。

2 65歳以上の年齢区分推移 (住民基本台帳より集計)

各年度10月1日現在

年度区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
65~69 歳	4,059 人	3,819 人	3,720 人
70~74 歳	4,756	4,738	4, 439
75~79 歳	3, 339	3,346	3,570
80~84 歳	3, 198	3, 188	3, 157
85~89 歳	2,247	2,261	2, 261
90 歳以上	1,513	1,546	1,556
合 計	19, 112	18,898	18,703

3 ひとり暮らし・ねたきり老人の推移(65歳以上)(高齢者状況調査より) 各年度6月1日現在

年度区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ひとり暮らし老人	3,446人	3,533人	3,603人
ねたきり老人	102	109	96

令和5年度高齢者状況調査より市内の65歳以上の方の状態

区分	総数	ひとり暮らし再掲
全体	18,671 人	3,603 人
在 宅	17,437	3,486
とじこもりがち	379	98
ねたきり	96	4
認知症	392	58
入院·入所	1,234	117

※6月1日現在(住民基本台帳の数値とは異なる)

Ⅱ 生きがい対策

1 敬老記念品の贈呈

多年にわたって社会に貢献した高齢者を敬愛し、長寿を祝い、敬老の意を表するため、 老人の日、老人週間等に記念品を贈呈します。

(1) 対象者

- ① 9月1日現在において、宮古市に住所を有しかつ居住している 88 歳、99 歳及 び最高齢者の方
- ② 誕生日において、宮古市に引き続き1年以上住所を有している100歳に到達した方
- (2) 事業開始:昭和43年度

(3) 実施状況

区分	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	対象者数	410 人	497 人	419 人
88歳(米寿)	記念品	ワンタッチマグボ	ワンタッチマグボ	ワンタッチマグボ
	記 心 田	トル	トル	トル
99歳(白寿)	対象者数	45	41	37
33 威(日村)	記念品	ボンボニエール	ボンボニエール	布目フリーカップ
	対象者数	21	28	25
100歳	記念品	大判バスタオル	大判バスタオル	大判バスタオル
	記る品	ほか	ほか	ほか
最高齢者	却	アレンジメント、	アレンジメント、	アレンジメント、
取同即有	記念品	商品券	商品券	商品券ほか

2 老人クラブ育成

(1)目的

高齢者の孤独感の解消と社会交流をはかり、生きがいを高めるため、各地区単位 に老人クラブを結成し、その自主的活動を推進するために活動補助金を交付します。

(2)組織

老人クラブを組織するには、次のような要件が必要です。

- ① 会員数がおおむね11人以上であること。
- ② 会員の年齢は、おおむね60歳以上であること。
- ③ 会員は同じ小地域に住み、その区域は他のクラブと重複しないこと。
- ④ クラブは、政治上又は宗教上の組織に属さないものであること。
- ⑤ クラブの運営は、会員により民主的に行われていること。
- ⑥ クラブの活動費に充てるため定期的に会費を徴収すること。

(3)助成の内容

① 市老人クラブ連合会分

ア 会 員 割 50円×会員数

イ 市老連割 160,000円(定額)

ウ 特別事業分 事業費に応じた助成額

② 単位老人クラブ分

会員の人数の区分に応じて下記の額を上限とする

ア 10人以上30人以下 27,600円

イ 31 人以上 50 人以下 28,800 円

ウ 51 人以上 60 人以下 32,400 円

エ 61人以上80人以下 33,000円

オ 81 人以上

36,000 円

(4)単位クラブの推移

年度 区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
単位クラブ数	36 団体	36 団体	32 団体
クラブ会員数	852 人	773 人	659 人

(5)加入申込先

宮古市老人クラブ連合会事務局

住 所 金浜1-16-1 金浜老人福祉センター内

電 話 62-8231

FAX 64-5466

3 老人福祉センター

(1)目的

高齢者が健康で明るい生活を送ることができるように、生活や健康などの各種相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を図る施設です。

(2) 事業の内容

- ① 各種相談
- ② 健康の増進、教養の向上
- ③ レクリエーションの実施等
- (3) 利用資格

原則として60歳以上の方です。

(4)費用

原則として無料ですが、必要により利用料を徴収する場合があります。

(5) 設置状況

施設名	所在地	設置者	設置年月日	電話番号
金浜老人福祉センター	金浜1-16-1	宮古市	\$56.4.1	62-8231

(6) 利用状況(利用延べ人数)

施設名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
金浜老人福祉センター	3,129 人	3,509 人	3,585 人

Ⅲ 在宅福祉

1 緊急通報装置貸与事業

(1)目的

ひとり暮らしの虚弱な高齢者等に対し、緊急通報装置を貸与することにより、急 病や怪我等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ります。

(2) 利用対象者

おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯又は重度身体障害者で、慢性的な疾患等により日常生活を営む上で常時注意を要する者

(3) 利用状況

年度 区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規貸与件数	14 件	11 件	15 件
撤去件数	20	19	18
年度末貸与件数	94	86	83

2 介護通院支援事業

(1)目的

要介護者がタクシーで通院するとき、交通費の一部を支援することにより、健康保持と家族の負担軽減を図ります。

(2) 利用対象者

要介護3以上の在宅高齢で、通院のためタクシーを利用する者

(3)有効期間

上半期 4月~9月

下半期 10月~3月

有効期間毎に最大24枚(1月あたり4枚)の助成券を交付

(4) 助成額

1枚あたり610円(令和4年11月までは540円)

(5) 利用状況

年度 区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付件数	753 件	708 件	700 件
利用枚数	7,535 枚	7,736 枚	7,437 枚
1件当たりの利用枚数	10.0 枚	10.9 枚	10.6 枚

3 安心キット(救急医療情報キット)配布事業

(1)目的

市内に居住する65歳以上の高齢者等を対象とし、救急時に必要な情報を専用容器 に入れ冷蔵庫に保管しておくことで、万一の緊急時に備え、安全と安心の確保を図 ります。

(2) 利用対象者

市内に居住する65歳以上の者で以下のいずれかに該当する者(65歳未満の者で あって特に必要があると認められる者を含む)

- ① 65歳以上の者のみ世帯に属する者
- ② 日中又は夜間に、同居者が不在で独りで過ごすことが多い者
- ③ 同居者が障害・疾病等により、緊急時の対応が困難な者
- (3)利用状況

1,851人設置 (令和5年度末現在)

4 日常生活用具給付(貸与)

(1)目的

在宅において日常生活を営むのに支障がある高齢者に対し、日常生活用具を給付 (貸与) することにより、日常生活の便宜を図り、生活の質の向上を図ります。

(2)利用対象者

おおむね65歳以上のねたきり高齢者、ひとり暮らし高齢者

(3)給付品目

火災警報装置、自動消火器、電磁調理器

(4)貸与品目

福祉電話

(5)給付・貸与状況

区分	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付	火災報知器、自動消火器	0 件	0 件	0 件
7671	電磁調理器	0	0	0
貸与	福祉電話	1	1	1

※ 貸与は年度末貸与数

5 訪問指導事業

(1)目的

高齢者指導員が今年度 70 歳となる高齢単身世帯又は 80 歳以上が 1 名以上含まれる高齢者のみの世帯等を訪問し、生活実態の把握や必要な指導を行い、健康の維持と自立した生活の継続を支援します。

(2) 実施状況(令和5年度)

① 家族形態別の実施状況

区分	実人員	延人員
一人暮らし高齢者	97 人	247 人
高齢者のみの世帯	207	264
その他の世帯	49	96
合 計	353	607

② 対象者の状態像別実施状況

区分	実人員	延人員
自立	246 人	322 人
要介護・要支援	19	37
閉じこもり	2	8
認知	4	5
総合事業対象者	34	141
その他	48	94
合 計	353	607

(3) 従事者別活動状況 (令和5年度)

区 分	年間活動日数	
高齢者指導員(2名)	354 日	

(4) 訪問指導内容

指導內容	件数
介護予防に関すること(閉じこもり予防、認知症予防、転倒予防等)	195 件
関係諸制度の活用方法等に関すること	54
医療に関すること	53
介護方法、療養方法に関すること	6
その他	601
合 計	909

6 住宅改善費の給付(やさしい住まいづくり推進事業)

(1)目的

介護を必要とする高齢者や重度身体障害者の自立と負担の軽減を図るため、住宅の改善に要する経費の一部を助成します。

(2) 利用対象者

介護保険法に定める要支援以上に認定された方、身体障害者手帳の交付を受けた 方で障害の等級が1級から3級までの方

(3)対象となる経費

高齢者や障害者が居住する住宅のトイレ、浴室等の改善で、段差の解消や手すりの設置など日常生活動作及び介護動作が容易になると認められる経費で、50万円以内の額となります。

(4)給付の額

対象となる経費から、他の制度による給付などを控除した額の3分の2以内の額

(5) 給付の要件

次のいずれかに該当する場合は、給付の対象になりません。

- ① 世帯員の市民税の額が最も高い者の所得割額が46万円以上である場合
- ② 改善の内容が新築の場合又は増築の場合
- ③ 既に改善に着工又は完了している場合
- ④ 住宅の所有権が本人又は同居の親族以外の者の場合
- ⑤ 改善する住宅が平成14年4月1日以降に新築されたものである場合

(6) 実施状況

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
高齢者	件数	14 件	15 件	11 件	
同即有	給付額	2,252,000円	2,094,000円	1,483,000円	
障害者	件数	0件	1 件	1 件	
	給付額	0円	174,000円	193,000円	
₹L	件数	14 件	16 件	12 件	
計	給付額	2,252,000円	2,268,000円	1,676,000円	

7 高齢者補聴器購入費用助成事業

(1)目的

加齢による中等度難聴のために補聴器が必要な方に対し、補聴器購入費用の一部 を助成することにより、コミュニケーション機会の促進と日常生活の質の向上を図 ります。

(2) 利用対象者

宮古市内に住所を有する65歳以上の中等度難聴の方で、身体障害者手帳の交付

対象とならない方。

(3) 助成金額

補聴器購入経費の9割を助成します。ただし、42,000円を上限額とします。

(4) 実施状況 申請件数 38件 (令和5年10月開始)

IV 入 所 施 設

1 種別及び目的

(1)養護老人ホーム

環境上及び経済上の理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者が入所する施設です。

(2) ケアハウス

60歳以上(夫婦の場合は、どちらか一方が60歳以上)で、かつ、身体機能の低下のため独立して生活するには不安が認められる方で、家族による援助を受けることが困難な方が低額の料金で生活するための施設です。

(3) 高齢者生活福祉センター(むつわ荘)

居住部門については、高齢等のため居宅において生活することに不安のある者に 住居を提供し、また、生活についての相談、助言を行います。

2 費 用

費用は、被措置者については別表1の対象収入による階層区分によって定まる費用徴収基準月額により算定した額、その主たる扶養義務者については別表2の税額等による階層区分によって定まる費用徴収基準月額により算定した額がそれぞれ徴収されます。高齢者生活福祉センターについては、居住部門は別表3の対象収入による階層区分によって定まる額が徴収されます。

3 入所措置状況

各年度末現在

区分	施設名	所 在 地	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	清寿荘	宮古市	39 人	43 人	41 人
	五葉寮	釜石市	2	1	1
養護老	祥風苑	大船渡市	7	7	4
老	清和荘	盛岡市	6	8	9
人ホ	松寿荘	雫石町	3	3	3
 	宝寿荘	花巻市	0	1	1
	北星荘	北上市	1	1	1
	合 計		58	64	60

4 宮古市に設置されている施設

施設名	所 在 地	設 置 者	設置年月日	定 員	電話番号
養護老人ホーム清寿荘	津 軽 石 14-38-3	宮 古 市	\$41. 3. 30	50 人	67-2210
ケアハウスサンホーム みやこ	崎鍬ヶ崎 4-1-20	社会福祉法人 若竹会	Н9. 4. 1	18人	62-7011
高齢者生活福祉センター むつわ荘	川井 2-165	宮 古 市	H4. 3. 1	10人	76-2575

別表1 養護老人ホーム費用徴収基準(被措置者用)

(平成24年7月以降適用)

	<i>♣</i> .t- →			HI.I		(平成 24 年 / 月以降週用)
対	象 収 入		る	階層	区分	費用徴収基準月額
1		0円	~	270,00		0円
2		,001	~	280,0		1,000
3		,001	~	300,0		1,800
4		,001	~	320,0		3,400
5	320	,001	\sim	340,0	00	4,700
6	340	,001	\sim	360,0	00	5,800
7	360	,001	~	380,0	00	7,500
8	380	,001	~	400,0	00	9,100
9	400	,001	~	420,0	00	10,800
10	420	,001	~	440,0	00	12,500
11	440	,001	~	460,0	00	14, 100
12	460	,001	~	480,0	00	15,800
13	480	,001	~	500,0	00	17,500
14	500	,001	~	520,0	00	19, 100
15		,001	~	540,0		20,800
16		,001	~	560,0		22,500
17		,001	~	580,0		24, 100
18		,001	~	600,0		25,800
19		,001	~	640,0		27,500
20		,001	~	680,0		30,800
21		,001	~	720,0		34, 100
22		,001	~	760,0		37,500
23		,001	~	800,0		39,800
24		,001	~	840,0		41,800
25		,001	~	880,0		43,800
26		,001	~	920,0		45,800
27		,001	~	960,0		47, 800
28		,001	~	1,000,0		49,800
29	1,000		~	1,040,0		51,800
30	1,040		~	1,080,0		54, 400
31	1,080			1, 120, 0		57, 100
32	1, 120			1, 160, 0		59,800
33	1, 160			1, 200, 0		62,400
34	1, 200			1, 260, 0		65, 100
35	1,260			1, 320, 0		69, 100
36	1,320	•		1, 380, 0		73, 100
37	1,380			1, 440, 0		77, 100
38	1,440			1,500,0		81, 100
39	1,440	1,500,00			U U	下記により算出した額
JJ	150 古田邦温				ΛΛ III (1ΛΛ	円未満切捨て)。
						白木何の指で)。 生活費(冬期加算及び入院患
	者日用品費を防					LIO具(令规加异区U 八阮忠
	石口川加貝で防	トトノの行	1 🗖 7	识と収及の	_ y & 。	

^{※ 「}対象収入」とは、前年の収入から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を 控除した後の収入をさします。

別表2 養護老人ホーム費用徴収基準(扶養義務者用)

(平成24年7月以降適用)

	税 額 等 に	こよる階層区分	費用徴収基準月額
A	生活保護法による被係	0円	
В	A階層を除き当該年度	を分の市町村民税非課税の者	0
C1	A階層及びB階層を 除き前年分の所得税	当該年度分の市町村民税所得割非課税 (均等割のみ課税)	4,500
C2	非課税の者	当該年度分の市町村民税所得割課税	6,600
D1	A階層及びB階層を 除き前年分の所得税	30,000 円以下	9,000
D2	課税の者であって、 その税額の年額区分	30,001 ~ 80,000	13,500
D3	が次の額である者	80,001 ~ 140,000	18,700
D4		$140,001 \sim 280,000$	29,000
D5		280,001 ~ 500,000	41,200
D6		500,001 ~ 800,000	54, 200
D7		800,001 ~ 1,160,000	68,700
D8		1,160,001 ~ 1,650,000	85,000
D9		1,650,001 ~ 2,260,000	102, 900
D10		2,260,001 ~ 3,000,000	122,500
D11		3,000,001 ~ 3,960,000	143,800
D12		$3,960,001 \sim 5,030,000$	166,600
D13		5,030,001 ~ 6,270,000	191,200
D14		6,270,001 円以上	その月におけるそ の被措置者にかか る措置費の支弁額

^{※ 「}主たる扶養義務者」とは、原則として入所者と出身世帯(同一世帯)にあった配偶 者、又は子をさし、一般的には、当該世帯の最高税額納付者である方をさします。

別表3 高齢者生活福祉センター居住部門利用者負担基準

(平成24年7月以降適用)

対象収入	使用料(月額)
1,200,000 円以下	0 円
1,200,001 円から 1,300,000 円まで	4,000
1,300,001 円から 1,400,000 円まで	7,000
1,400,001 円から 1,500,000 円まで	10,000
1,500,001 円から 1,600,000 円まで	13,000
1,600,001 円から 1,700,000 円まで	16,000
1,700,001 円から 1,800,000 円まで	19,000
1,800,001 円から 1,900,000 円まで	22,000
1,900,001 円から 2,000,000 円まで	25,000
2,000,001 円以上	30,000

備考

- 1 使用料は、利用者の収入により算定するものとし、表の左欄の対象収入の区分に応じ、表の右欄に記載する額とする。
- 2 「対象収入」とは、前年の収入から、租税、社会保険料、医療費、特定施設 入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。
- 3 夫婦で同一の部屋を利用した場合は、夫婦の収入及び必要経費をそれぞれ合 算した額により算定した対象収入の額に2分の1を乗じて得た額を対象収入 として使用料を算定し、当該使用料を夫婦のそれぞれから徴収する。
- 4 月の中途に利用を開始した場合及び月の中途に利用を終了した場合の使用料の額は、日割計算(日割計算により100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)により計算した額とする。
- ※ 光熱水費については、実費を徴収する。

V 各種活動団体への支援

1 高齢化対策基金事業

高齢化社会に適応した施策を推進するため、各種民間団体等が行う高齢者等の保健福祉を増進させる事業に対して助成します。

事業実施状況

年度区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成額	284,000円	211,000円	62,200円
助成団体	・川井地区サロン連絡会	・川井地区サロン連絡会	・川井地区サロン連絡会
	(134,000円)	(163,000円)	(34,600 円)
	・シルバー憩いの会	・うたごえ喫茶ポコポコ	・うたごえ喫茶ポコポコ
	(60,000円)	(48,000円)	(27,600円)
	・うたごえ喫茶ポコポコ		
	(90,000円)		

